

長野市公共建築設計業務等委託積算基準

(目的)

第1 この基準は、長野市行政機関の建築物及びその附帯施設（以下「長野市公共建築物」という。）に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、耐震診断、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、令和6年国土交通省告示第8号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方に基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

(積算基準)

第2 積算基準は、官庁施設の設計業務等積算基準（令和6年1月9日付け国営整第159号）に定める基準を適用する。

(積算基準の運用等)

第3 第2の積算基準に関し、基準の制定主体等が定めた要領または運用等がある場合は、これらを準用する。

2 前項のほか、本市における第2の積算基準の取扱いまたは運用等に必要な事項は別に定める。

(適用の除外)

第4 この基準によりがたい場合は、別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。